（様式に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

２　第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

（他制度掛金相当額を規約に定める場合の特例）

第四条　施行日前に、改正政令第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額に関する事項を、財政再計算（確定給付企業年金法第五十八条第一項若しくは第二項又は第六十二条の規定に基づく掛金の額の再計算をいう。）を行うことなく同法第三条第一項に規定する規約に定める場合の当該規約の変更は、確定給付企業年金法施行規則第七条第一項の規定にかかわらず、同条第二項に規定する同法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更とする。

○農林水産省令第四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十一日

農林水産大臣　金子原二郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　（略） ⑵　飼料一般の製造の方法の基準 ア～ナ　（略） ニ　ムラミダーゼは、ブロイラーを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ⑶・⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ㈠～㈤　（略） ㈥　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㈠、ケの㈠及びコの㈠、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからニまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 ㈦～㈨　（略） ㈱ １　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。	別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　（略） ⑵　飼料一般の製造の方法の基準 ア～ナ　（略） （新設） ⑶・⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ㈠～㈤　（略） ㈥　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㈠、ケの㈠及びコの㈠、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからナまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 ㈦～㈨　（略） ㈱ １　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼料添加物	名称
（略）	（略）
メナジオン亜硫酸水素ナトリウム	（略）

飼料添加物	名称
（略）	（略）
メナジオン亜硫酸水素ナトリウム	（略）